

# 社会保険労務士法人 OCHI OFFICE 事務所だより

## 2019年11月号

- 最新・行政の動き
- 送検
- 実務に役立つ Q&A
- 職場でありがちな  
トラブル事例
- 今月の実務チェックポイント

### ◆最新・行政の動き

2019 年は、5 年に 1 度の年金財政検証の年に当たります。厚労省の社会保障審議会では、年金局のまとめたデータを踏まえ、今後の年金制度の改正に向けた議論を開始しました。

財政検証では、「被用者保険のさらなる適用拡大」「保険料拠出期間の延長」「受給開始時期の選択」等を行った場合の数値も試算しました。

社会保障審議会の開催直前には、「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」も議論のとりまとめを行い、適用範囲等に関する検討結果を示しています。

しかし、世間の注目が集まるのは、やはりパート等に対する社会保険のさらなる適用拡大です。平成 28 年 10 月には既に 500 人超の企業を対象に、「4 分の 3 要件」の緩和が実施されています。当時の改正法附則では、「令和元年 9 月 30 日までに検討を加える」と規定していました。

500 人以下企業に対する適用拡大はゆるぎない流れですが、段階施行等も含め、どのように議論の集約が図られるか、目が離せない状況です。

#### <連絡先>

社会保険労務士法人 OCHI OFFICE

足利オフィス：栃木県足利市葉鹿町 1-28-32

電話：0284-64-1522 FAX：0284-64-0245

太田オフィス：群馬県太田市東別所町 88-6

電話：0276-57-6623 FAX：0276-57-6624



OCHI  
OFFICE

OCHIOFFICE 検索

越智法務行政書士事務所 検索

## ◆ 送検

### ヘルメット未着用で死亡 トレーラーの荷台から落下 八女労基署

福岡・八女労働基準監督署は、ヘルメットの着用義務違反で、産業廃棄物処理会社と同事取締役を福岡地検久留米支部に書類送検しました。

被災した労働者は、同社の敷地内に停車したトレーラー上で、廃タイヤの向きを均し、シートを掛ける作業に従事していたところ、「あおり」を超えて2.6m下の地面に墜落しました。緊急搬送されましたが、脳挫傷により死亡しています。

安衛則 151 条の 74 では、「最大積載量が 5 t 以上の貨物自動車に荷を積み作業（ロープ掛け・シート掛け含む）、荷を卸す作業（ロープ解き・シート外し含む）を行うときは、保護帽を着用させなければならない」と規定しています。

トレーラーの中には保護帽が備え付けてありましたが、労働者は手を触れていませんでした。



## ◆ 実務に役立つ Q & A

### 遺族年金に上乗せあるか？ 夫の死亡後に出産した

**Q** 厚生年金の被保険者である夫が亡くなり、20 歳代の妻が遺されると、遺族厚生年金は有期になることがあるといいます。夫の死亡当時、胎児がいるとどうなりますか。子が生まれると年金額は増えますか。

**A** 遺族厚生年金の受給権を取得した当時 30 歳未満の妻が、「遺族基礎年金の受給権を取得しないとき」は、遺族厚生年金の受給権は 5 年を経過したときに消滅します（厚年法 63 条）。配偶者が遺族基礎年金を受給するには、被保険者の死亡の当時その者に生計を維持され、かつ、配偶者と生計を同じくする子がいることが条件です（国年法 37 条の 2 第 1 項）。

死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、将来に向かって、その子は被保険者の死亡の当時生計を維持されていた子とみなします（同条 2 項）。この場合には、5 年を超えて受給することが可能になります。

遺族基礎年金の権利を得た場合、本体の年金に「子の加算額」も上乗せされます。1、2 人目は各 22 万 4500 円、3 人目は 7 万 4800 円です。一方、遺族厚生年金には子の加算額はありません。配偶者の遺族厚生年金の額は、遺族が増えても表面的には変わりません。





## ◆ 職場でありがちなトラブル事例

### 正社員・パート間をシャトル移動 会社不信で金銭補償要求

看護師のAさんは、正社員として病棟看護の仕事をしていました。入職から2年後に出産し、法律上の当然の権利として、産休・育休を取得しました。

ところが、その後、復職を申し出たところ、本人には何の説明もないまま、パートに身分変更されていました。

おかしいと感じたAさんは、都道府県労働局の雇用環境・均等部に相談に行きました。すると、再び会社から何の説明もないまま、正社員に復帰させる辞令が出ました。

正社員に戻っても、医院への不信感は消えません。最終的に、退職と金銭補償という方向で、紛争調整委員会の調停を申請しました。



#### 従業員の言い分

当初、医院では「長期休業すれば、パート転換は当然」という態度だったのに、労働局から注意を受けると、手のひらを返すように、正社員復帰を認めました。

経営層・上司への信頼感が消滅した今となつては、復職の意思はなく、以下の損害賠償を要求します。

- ・紛争期間中の給与（4カ月分） : 115万円
- ・復帰に当たっての保育所関連費用 : 45万円

#### 事業主の言い分

パートへの身分変更は、育児に伴う負担を配慮して、暫定的に発令したものです。医院側としては、マタハラ行為があったかのように非難されるのは、心外です。

労働局の指導に従い、遅まきながらも正社員に復帰させるのなど誠意も示しているのですから、これ以上の金銭要求には応じられません。



#### 指導・助言の内容

労使間の感情的確執が深く、議論がかみ合うような状況ではなかったため、金銭的解決という方向で調整を図りました。

双方とも早期解決を希望していたので、退職を前提としつつ、事案の内容に応じ、相当と考えられる和解金額を提示しました。

#### 結果

Aさんがあっせんの合意日付で退職し、医院が90万円を支払うという内容で、労使双方が合意しました。

# ◆ 今月の実務チェックポイント

## 交通事故等の第三者行為によるケガで治療を受けるとき

### 1. 労働者災害補償保険法の場合

業務上の事由または通勤による第三者行為災害に関する「労災保険の給付」と「民事損害賠償」との支給調整が定められています（労働者災害補償保険法 12 条の 4）。

「第三者行為災害届」の他、交通事故証明書、医師の診断書などの添付書類を所轄の労働基準監督署に提出します（添付書類は提出時に確認）。健康保険証は使えないことも覚えておきましょう。

※被災者等が「労災保険の給付」より先に第三者から損害賠償を受けたとき

政府はその損害賠償の価額の限度で労災保険の給付をしないことができるとされています。

※被災者の精神的苦痛に対する慰謝料や遺体捜索費、義肢、補聴器等などの労災保険の給付の対象外のものについては、同一の事由によるものではないため、支給調整の対象にはなりません。

※自動車事故の場合、相手方（第三者）の加入している保険から給付が行われることがあります。

保険会社の自賠責保険、自賠責保険に引き続く任意保険による保険金の支払いを受けるか、労災保険の給付を先に受けるかは、被災者等が自由に選ぶことができます。

ただし、同一の事由について、保険会社と政府の両方から給付を受けることはできません。

#### <参考>

自賠責保険の保険金額の上限

死亡の場合 3,000 万円

傷害による損害 120 万円

後遺障害による損害 3,000 万円（等級に応じる）

#### <注意>

示談を行うとき

被災者等と第三者との間で被災者等有する全ての損害賠償について示談が成立し、被災者等が示談の金額以外の損害賠償の全ての請求権を放棄した場合には、原則として政府は、示談成立以後の労災保険の給付を行わないことになっています。

そのため、もし、示談交渉時点よりも後に、労災保険の給付額のほうが高額になったとしても、労災保険からは一切の給付が行われません。

### 2. 健康保険法の場合

業務上や通勤以外の交通事故やけんか等による第三者行為によりケガ等をしたときは、健康保険証を使用して治療を受けることができます。本来、事故の加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなります。

「第三者行為による傷病届」を全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合等に提出します。交通事故の場合と交通事故以外の場合の 2 種類の書式があります。

※以下のときは健康保険の給付は制限または調整がされます（健康保険法 116 条、117 条、119 条、120 条、第 121 条）。

1. 故意の犯罪行為または故意に事故を起こしたとき
2. けんか、泥酔など著しい不行跡により事故を起こしたとき
3. 正当な理由がなく医師の指導に従わないとき、保険者の指示による診断を拒んだとき
4. 詐欺その他不正な行為で保険給付を受けたとき、または受けようとしたとき
5. 正当な理由がないのに保険者の文書の提出命令や質問に応じないとき
6. 感染症予防法等他の法律によって、国または地方公共団体が負担する療養の給付等があったとき

#### <注意>

業務外の事故等で、相手方に過失がある場合で、「健康保険での治療を受けられるから」という示談が成立した場合には、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用して治療を受けることができなくなる場合がありますので、示談をする場合には事前に全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合等に連絡をしましょう。正式な書類の提出が遅れる場合でも、まずは口頭（電話）で届出をしておくことが大事です。